

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年12月16日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金95,755円也

3 損害賠償の原因

地域おこし協力隊員が任期途中の令和元年10月31日付で退任したことに伴い、公務に使用するノートパソコンの賃貸借契約（長期維続契約）を解約したことによる。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年12月16日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 346,402円也

3 損害賠償の原因

地域おこし協力隊員が任期途中の令和元年10月31日付で退任したことに伴い、公務に使用する軽四輪自動車の賃貸借契約（長期継続契約）を解約したことによる。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180
条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立大新小学校校舎大規模改 修（建築主体）工事	契約金額「1,162,150,000円」を 「1,162,683,500円」に改める。	令和元年12月26日

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月10日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金 465,632円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和元年8月19日、盛岡市月が丘三丁目29番14号地内において、ごみ出しサポートの収集のため市有車が相手方の敷地に進入した際、塀に接触し、破損したことによる。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月15日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 148,575円也

3 損害賠償の原因

令和元年11月28日、盛岡市津志田中央三丁目地内の駐車場において、前向きに駐車した公用車を左にハンドルを切りながら後方に発進させた際、相手方の車両左側の後輪付近に、公用車の右前面バンパーが接触し、車両及び後輪を損傷したことによる。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市産業支援センター条例及び盛岡市新事業創出支援センター条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市産業支援センター条例及び盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例

（盛岡市産業支援センター条例の一部改正）

第1条 盛岡市産業支援センター条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「平成21年総務省告示第175号」を「平成25年総務省告示第405号」に改める。

（盛岡市新事業創出支援センター条例の一部改正）

第2条 盛岡市新事業創出支援センター条例（平成19年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「平成21年総務省告示第175号」を「平成25年総務省告示第405号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 315,000円也

3 損害賠償の原因

令和元年11月12日、盛岡市緑が丘三丁目地内において、信号及び標識の無い十字路交差点で市有車と相手方車両が出会い頭に衝突し、車両を損傷したことによる。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月3日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金56,625円也

3 損害賠償の原因

令和元年11月21日、盛岡市内丸地内の駐車場において、駐車中の公用車に乗り込む際、運転席ドアの開閉時に突風に煽られ、隣に駐車中の相手方の車両の助手席ドアにぶつかり、車両を損傷したことによる。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180
条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
令和元年度盛岡市防災行政無線 (同報系) 整備工事	契約金額「182,160,000円」を 「181,993,900円」に改める。	令和2年2月4日

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月6日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金93,530円也

3 損害賠償の原因

令和元年11月26日、盛岡市立厨川中学校グラウンドにおいて、保健体育の授業中ソフトボールのファウルボールが防球ネットを越え、駐車場に駐車していた相手方の車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損 害 賠 償 の 額 金 116,600円也

3 損害賠償の原因

地域おこし協力隊員が任期途中の令和元年12月5日付で退任したことに伴い、公務に使用するデスクトップパソコン等の貸貸借契約（長期継続契約）について、デスクトップパソコン1台分を解約する変更契約を行ったことによる。